

仙台市遊び場展開事業(屋内施設)業務委託 仕様書

1. 目的

本市では、せんだいこども若者プラン 2025 の基本施策に「遊びの環境の充実」を位置づけている。令和 7 年 3 月に策定した「仙台市遊びの環境の充実に向けた取組方針」(※1)(以下、「取組方針」という。)では、「都市個性をいかした、こどもの育ちと子育てを支える遊びの環境の充実」をこどもの遊びの環境の充実に向けた基本理念とした。また、この基本理念を実現するため「既存の施設での遊びの充実」、「大型の屋内遊び場の整備」等を主な取組として位置付けた。

本事業は、市内における屋内の既存資源にこどもの遊び場を一時的に設置するものであり、以下の点を事業の目的とする。

- ・ 屋内空間を活かして、子どもたちが楽しく遊ぶことができる機会を提供すること
- ・ 多様な主体との連携により、音楽や演劇等の鑑賞や体験といった、普段できないようなこどもの体験機会を創出すること
- ・ 既存資源の遊び場としての活用や魅力発見に繋げること
- ・ 「(仮称)西公園屋内遊び場基本計画」(※2)を踏まえ、「創造性や表現力を育む機能」、「屋内と屋外で連続性を持った遊びを実現する機能」、「遊びの拠点機能」等、(仮称)西公園屋内遊び場(以下、「屋内遊び場」と言う)における機能・実施事業を見据えた事業とすること

なお、仮設する遊び場の利用対象年齢は、概ね乳幼児から小学生までとする。

※1 仙台市ホームページ「仙台市遊びの環境の充実に向けた取組方針」を策定しました

<https://www.city.sendai.jp/kosodate-suishin/kurashi/kenkotofukushi/kosodate/shisaku/torikumihoshin.html>

※2 仙台市ホームページ 西公園への屋内遊び場の整備について

<https://www.city.sendai.jp/kosodate-suishin/kurashi/kenkotofukushi/kosodate/shisaku/okunaiasobiba.html>

2. 業務内容

(1) 遊び場の企画運営等

こどもの遊びや多様な体験機会を提供する仮設の遊び場を以下の内容で企画・運営すること。

(ア) 実施計画の作成

以下の内容を定めた計画を作成すること。

- ・ 実施会場/時期
- ・ 実施内容/配置図/会場利用計画
- ・ 会場設営～運営/撤収に係る人員体制、役割分担
- ・ 安全管理に係る実施体制(トラブル対応、保険加入等)
- ・ 荒天時の実施内容又は中止時の対応

- ・ 広報
- ・ その他、会場運営に必要な事項

(イ) 実施内容/実施会場/時期の設定

- ・ 各会場の特性や、想定参加者数に応じて適切な数のスタッフ(※3)を配置すること。
 ※3 全体管理、受付・来場者カウント、撮影、庶務等一般的なイベント運営にあたり必要となる人員のほか、エア遊具や可動式遊具、創作遊びスペース等においてこどもを見守りながら遊びを引き出す人員を含む。
- ・ 各会場の特性・設備に応じ、以下のコンテンツを設置すること。
 - ◆ インクルーシブな遊具
 - ◆ エア遊具、可能式遊具など体を動かして遊べるスペース
 - ◆ 創作遊びなど静かに座って楽しめるスペース
 - ◆ 絵本コーナー
 - ◆ 乳幼児専用エリア
 - ◆ 遊びの環境の充実に関する本市の取組等子育て支援情報コーナー
 - ◆ 休憩スペース
- ・ こどもたちが飽きずに遊べるための工夫をすること。
- ・ 実施にあたっては、参加者の安全確保に十分配慮した対策を講じること。
- ・ 実施内容の決定にあたっては、出来る限り速やかに(遅くとも実施1か月前までに)施設管理者等会場担当者と実施内容の協議を行い、使用にあたって必要な手続きを行うこと。
- ・ こどもを含む来場者へのアンケートを実施し、イベントの感想等を収集すること。紙媒体のほか、アンケートフォームの二次元コードを掲出する等により、来場者が回答しやすい環境を整えること。なお、アンケートフォームは市が作成し提供する。
- ・ 遊びの妨げにならない範囲で、回答の声かけを行うこと。
- ・ アンケートの設問項目や実施方法等については本市と協議すること。アンケートの回答結果は、集計の上、表やグラフを用いて分かりやすく分析すること。集計結果及び分析結果は電子データで本市に納品すること。
- ・ 会場については、イベント実施後に原状回復を行うこと。
- ・ 実施にあたっては、各会場に従事するスタッフを事前に募集し、打合せ等によりイベント実施にあたり必要な情報の共有を行うこと。
- ・ 暑さ・寒さ・雨・雪等への対策を十分に行うこと。
- ・ 荒天、感染症、関係団体との調整状況等によっては受託者と本市が協議の上、延期・中止できるものとする。延期・中止とする場合は、SNS、WEBサイト等を通じて広く周知すること。
- ・ 実施会場、時期、会場ごとの個別の実施内容については、以下のとおりとする。

① せんだいメディアテーク オープンスクエア

- ・ 令和8年9月5日(土)、6日(日)に実施すること。
 - ・ 会場内にて、屋内遊び場における機能・実施事業を見据えた、こども向けの文化芸術イベント(音楽や演劇等の鑑賞や体験機会)や読み聞かせイベント等、普段できないようなこどもの体験機会の創出に資するイベントを提案・実施すること。実施内容の検討、レイアウト、タイムテーブル、バックヤード等の調整は、演者と協議の上受託者が行い、来場者が遊びを楽しみながら気軽に参加できるよう工夫をすること。
 - ・ イベント実施にあたって必要がある場合、または本市の指示がある場合は、本市関係部署と十分に協議すること。
 - ・ 2日間のうち1日については、会場内にて、(仮称)西公園屋内遊び場に対する意見聴取の実施を予定している。意見聴取の企画・運営は、「(仮称)西公園屋内遊び場整備事業に係る市民参画及び意見聴取業務委託」の受託事業者にて行うが、実施内容、レイアウト、タイムテーブル、バックヤード等の調整は、当該事業者と協議の上受託者が行い、来場者が遊びを楽しみながら気軽に参加できるよう工夫をすること。
- ② 宮城広瀬総合運動場競技場(体育館)
- ・ 令和9年1月16日(土)、17日(日)に実施すること。
 - ・ 会場内にエア遊具や可動式遊具、ブロック等のコンテンツを充実させるとともに、思いきり体を動かして遊べるような一定のスペースを確保すること。
 - ・ 会場内にて、屋内遊び場における機能・実施事業を見据えた、こども向けの文化芸術イベント(音楽や演劇等の鑑賞や体験機会)等、普段できないようなこどもの体験機会の創出に資するイベントを実施すること。実施内容の検討、レイアウト、タイムテーブル、バックヤード等の調整は、演者と協議の上受託者が行い、来場者が遊びを楽しみながら気軽に参加できるよう工夫をすること。
 - ・ イベント実施にあたって必要がある場合、または本市の指示がある場合は、本市関係部署と十分に協議すること。

(2) 広報

以下の手法で事業の広報を行うこと。

(ア) 事前周知用チラシ

- ・ 会場、時期、想定来場者の属性に合わせ、効果的・効率的な作成について提案・実施すること。
- ・ 「仙台市遊び場展開事業(自然施設)業務委託」の受託事業者と十分に連携し、双方にとって効果的な広報について提案・実施すること。
- ・ 作成部数・配架場所については各会場の想定来場者を考慮の上、提案すること。
- ・ 送料は受託者が負担すること。
- ・ 残部は本市が指定する場所へ納品すること。

(イ) WEB サイト・SNS

- ・ 現代の子育て家庭との親和性の高い SNS や WEB サイトを用いた広報など、効果的な広報

施策について、提案・実施すること。

(3) 報告書の作成

実施報告書を作成すること。作成にあたっては、以下の内容を含むこと。

- ・利用者アンケートの結果と分析
- ・広報状況が確認できる報告書
- ・各関係団体等との連携状況が確認できる報告書
- ・本業務委託を通じて得た知見を踏まえ、(仮称)西公園屋内遊び場における、こどもの体験機会の創出に資する機能・実施事業に関する提案

3. 成果物

この業務に係る成果物は以下の通りとする。令和9年3月15日までに提出すること

(1) 実施報告書(紙媒体2部及び電子データ)

(2) 実施状況記録写真(電子データ)

- ・実施時の写真を1会場につき30枚程度提出すること
- ・本事業の報告書や本市の子育て施策の広報等にて使用する旨、参加者に説明の上、プライバシーに配慮して撮影すること。
- ・提出する写真は、本市が今後の子育て施策の広報等にあたり自由使用できるよう、参加者個人が特定できないもの等とすること。

(3) 事前周知用チラシ(紙媒体2部及び電子データ)

4. 委託期間

契約日から令和9年3月15日までとする。

5. 委託料の支払い

- (1) 原則として、受託者から提出される成果物により、委託業務が適切に実施されたことを確認した後、受託者からの請求に基づき業務委託料を支払うものとする。
- (2) 荒天や関係団体との調整状況等によって、一部または全部が中止となった場合には、委託料の支払いについて受託者と本市で協議するものとする。

6. 成果物の帰属及び著作権

成果物および成果物作成のための関係資料(以下、「成果物等」という)に係る著作権については、次に定めるところによるものとする。

- (1) 受託者は、成果物等にかかる受託者の著作権(著作権法第21条から28条までに規定する権利をいう)を成果物の引き渡し時に本市へ無償で譲渡する。

- (2) 本市は、当該成果物等の内容を受託者の承諾なく自由に改変及び公表することができる。
- (3) 受託者は、本市が承諾した場合には、成果物等を使用若しくは複製し、又は当該成果物等の内容を公表することができる。
- (4) 成果物等の制作に際して、他の著作物及び人物の許諾、記録素材の借用等が必要な場合は受託者がその手続きを行うものとし、当該許諾、借用等に発生する費用は当初の契約金額に含むものとする。
- (5) 成果品に文献資料を引用する場合は、著作権侵害等の問題を起こさないように、しかるべき処理をした上で、その文献、資料等の名称を明記する。

7. その他留意事項

- (1) 受託者は、業務委託を実施するにあたり、本業務の実施に係る受託体制を明確にすることとし、それを記載した書類を本市に提出すること。
- (2) 委託業務の履行に当たり、再委託が必要な場合は、必ず本市の承諾を得ること。ただし、個人情報を取扱う業務に関しての再委託は、特別な事情があると発注者が認めた場合を除き禁止する。
- (3) 受託者は、本業務の実施にあたって、随時、本市と連絡調整を行うこと。また、事業の進捗を定期的に本市に報告すること。
- (4) 受託者は、業務に係る苦情・事故等が発生した場合は、迅速かつ適切な処理をとるとともに、遅滞なく本市に連絡すること。また、苦情・事故等の原因・発生状況及び対応結果について、本市に報告を行うこと。
- (5) 台風等の災害発生時には、事業の開催について、中止とする情報の周知などの対応を行うこと。
- (6) 受託者は、本事業の実施に当たっては、都市公園法、仙台市都市公園条例、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、著作権法、その他の関係法令を遵守すること。
- (7) 受託者は、業務の実施に際し、参加者や会場への損害に対応できる賠償責任保険に加入すること。
- (8) この仕様書に定めるもののほか、本業務の進捗状況により変更等が必要な事項は、別途委託者と受託者が協議して決定する。